



鳥取県公報

平成 25 年 10 月 15 日(火)
号外第 1 1 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則（74）（税務課）・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則（75）（県土総務課）・・ 8

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県税条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県税条例の一部が改正され、延滞金の割合の特例が見直されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 納付書等に記載されている延滞金の割合を改める。
- (2) 施行期日は、平成26年1月1日とする。

◇鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県道路占用料徴収条例の題名が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 趣旨について定めた規定中、引用する鳥取県道路占用料徴収条例の題名を鳥取県道路占用料等徴収条例に改める。
- (2) 施行期日は、平成26年1月1日とする。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第74号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる様式中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に改める。

第1号様式 の2その1	延滞金が年14.6%となる日	延滞金の割合が引き上がる日
	年14.6パーセント（次に掲げる税額のそれぞれの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合））の割合	年14.6パーセント（次に掲げる税額のそれぞれの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）
第1号様式 の2その2	年14.6パーセント（次に掲げる税額のそれぞれの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合））の割合	年14.6パーセント（次に掲げる税額のそれぞれの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）
第1号様式 の3その1 からその11	年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30	年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年

まで	日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合）の割合	の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）
第1号様式 の3その12	年14.6パーセント（この納税通知書を発した日の翌日から納期限までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合）の割合	年14.6パーセント（この納税通知書を発した日の翌日から納期限までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）
第1号様式 の3その13 からその15 まで	年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合）の割合	年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）
第1号様式 の4その1	延滞金が年14.6%となる日 年14.6パーセント（次に掲げる税額のそれぞれ	延滞金の割合が引き上がる日 年14.6パーセント（次に掲げる税額のそれぞれ

	<p>の期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合）の割合</p>	<p>の期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては鳥取県税条例第9条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額については当該特例基準割合、その他の税額については当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）</p>
第1号様式 の4その2	<p>延滞金が年14.6%となる日 年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合）の割合</p>	<p>延滞金の割合が引き上がる日 年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）</p>
第1号様式 の4その3	<p>延滞金が年14.6パーセントとなる日 年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合）の割合</p>	<p>延滞金の割合が引き上がる日 年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該</p>

		特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。）
第1号様式 の4その4	年14.6パーセント（ から までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合））の割合	年14.6パーセント（ から までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。）
第5号様式 の2その2 及びその2	年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合））の割合	年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。）
第25号様式 の3	延滞金が14.6%となる日	延滞金の割合が引き上がる日
第53号様式 の3	年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合））の割合	年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年

		7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては鳥取県税条例第9条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額については当該特例基準割合、その他の税額については当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)
第53号様式 の6から第 53号様式の 8まで、第 57号様式の 2、第61号 様式、第62 号様式の2 及び第80号 様式	年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合)の割合	年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第75号

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則（平成17年鳥取県規則第93号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公共土木施設等について鳥取県 国有地使用料徴収条例（平成12年鳥取県条例第29 号。以下「国有地条例」という。）、<u>鳥取県道路占 用料等徴収条例</u>（昭和28年鳥取県条例第48号。以 下「道路占用条例」という。）、鳥取県海岸占用料 等徴収条例（平成12年鳥取県条例第30号。以下「海 岸占用条例」という。）、鳥取県流水占用料等徴収 条例（平成12年鳥取県条例第31号。以下「流水占用 条例」という。）、鳥取県砂防指定地等管理条例 （平成15年鳥取県条例第10号。以下「砂防管理条 例」という。）及び鳥取県港湾管理条例（昭和35年 鳥取県条例第6号。以下「港湾管理条例」とい う。）の規定に基づき知事が行う占用料又は採取料 （以下「占用料等」という。）の減免の対象となる 行為、減免の手続等について定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公共土木施設等について鳥取県 国有地使用料徴収条例（平成12年鳥取県条例第29 号。以下「国有地条例」という。）、<u>鳥取県道路占 用料徴収条例</u>（昭和28年鳥取県条例第48号。以下 「道路占用条例」という。）、鳥取県海岸占用料等徴 収条例（平成12年鳥取県条例第30号。以下「海岸占 用条例」という。）、鳥取県流水占用料等徴収条例 （平成12年鳥取県条例第31号。以下「流水占用条 例」という。）、鳥取県砂防指定地等管理条例（平 成15年鳥取県条例第10号。以下「砂防管理条例」と いう。）及び鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県 条例第6号。以下「港湾管理条例」という。）の規 定に基づき知事が行う占用料又は採取料（以下「占 用料等」という。）の減免の対象となる行為、減免 の手続等について定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。